

令和5年度（2023年度（2023/4～2024/3））事業計画

公益社団法人 日本動物福祉協会

1はじめに

過去3年に亘り猛威を振るった新型コロナウイルス感染に収束の兆しが見えてきており、当年度からは新常态を見据えつつ、屋外活動の本格化をはじめ、動物福祉の浸透や関連事業の拡充に邁進する所存です。特に、公益としての動物福祉の目的達成のために、各動物事業の施策や工程を改めて見直し、社会の変遷や時代の要請に応じて参ります。また、経営管理についても、引き続き社員総会の活性化や協会運営態勢の強化、支部ガバナンスの向上や業務管理の効率化等を図り、以って公益法人として日本の動物福祉活動の効果的、安定的な発展に向け尽力いたす所存です。

2不妊去勢手術助成事業

- ・犬猫の殺処分の減少を目指す一方で、あるべき「生活の質」を念頭に過剰繁殖にも留意し、不特定多数に対する不妊・去勢手術費用の助成活動を充実させる。
- ・ノラ猫助成ニーズは特に地方において需要が強いため、公益性に配慮しつつ、最大限のサポートを行う。また、昨今、ワン・ウェルフェアの観点から、人獣一体救護のための多頭飼育問題事案に関わることが多く、同時解決のためには不妊去勢手術や保護は不可欠であるため、積極的に対応していく。
- ・本部主導で行い30年目となる「いぬねこ不妊去勢手術推進キャンペーン」は、本年度も合理的基準で対象県を選定し県民に対し実施する一方、利用が低調な本部事業の「JAWS野良猫キャンペーン」は中止することを検討する。
- ・昨年6月に犬猫販売業で販売される犬猫へのマイクロチップ装着が義務化されたが、その定着のためにも、動物ID普及会議（AIPO）のメンバーとして、マイクロチップの普及活動に注力する。

3動物救護・譲渡活動

- ・動物虐待、不適切飼育に関しては、国内外からの指摘、改善要望などが多数寄せられており、従来のように告発も含めて、毅然とした姿勢、対応を堅持していく。
- ・動物虐待及び救護の対応は、行政主導の下、支部・ボランティアや関連団体と協働して取り組む。
- ・動物園や動物カフェ等に係る展示動物虐待クレームが国内外から多く寄せられており、内外の関連団体や大学、専門家と連携して、実態調査や個別視察および対応を積極的に行う。
- ・救護に続く譲渡活動についても、SNSなどを活用し、動物達の新しい里親探しに注力する。
- ・災害時救護が必要な動物のために、関連団体や組織と綿密に連携しその事業を推進する。
- ・3年間の猶予期間付きではあるが、2021年6月に施行された環境省令「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準」で従業員数に対する飼養できる上限頭数が決められたことにより、今後、放出される繁殖引退犬猫の放出が見込まれるため、引き続き引退繁殖犬の譲渡促進や、売れ残った子犬子猫の譲渡促進につなげる活動を積極的に行う。

4教育・啓発及びPR／ロビー活動

- ・動物福祉理念啓発の観点から、自治体関係者を始め、広く市民の意識向上を図るべく、恒例の「シェルター・メディスン・セミナー」、「RSPCA（英国王立動物虐待防止協会）セミナー」、「動物福祉市民講座」、「災害時人材育成研修会」等を実施するとともに、専門家育成のために「法獣医学研修会」や海外講師を招いての各種セミナーを積極的に実施する。コロナ禍の収束を展望し、オンラインに加え実開催も行う。

- ・昨年度から日本獣医生命科学大学と共同で開設した「シェルターメディスン社会連携講座」を継続し、将来を担う若い動物医療専門家・関係者に対し動物福祉の概念を浸透させる。また、他大学とも共同研究・調査する機会を模索し、啓発活動を進化させる。
- ・引き続き中央官庁や地方自治体における動物福祉関連の委員等に就任し、本邦の動物福祉行政の向上に貢献する。
- ・RSPCA やその他の海外団体との連携・情報交換を強化し、本邦における動物福祉理念の浸透や分析手法の高度化に努める。
- ・動物愛護週間行事（中央行事）等への参画を含め、他団体と連携・協調して、広く社会に対して動物福祉（愛護）の周知やあるべき対応の啓発に努める。
- ・恒例の「動物愛護の作文コンテスト」の主催を通じて、小中学生等若年・青年層に「命の大切さ・他を思いやる心・共生とは何か」を考える機会を提供する。
- ・巨人軍岡本選手による動物福祉活動支援「ハピアニプロジェクト」などを通じ、協会活動を広く社会に広報し、協会の認知度の向上を図る。
- ・「動物との共生を考える連絡会」の幹事団体として動物愛護管理法の周知に取り組むほか、被虐待動物等の一時緊急保護の必要性及びペット動物以外の動物の福祉に係る法整備等を、関係中央官庁、地方自治体、警察等関連団体・組織や議員に対し働きかけていく。

5 支部関係

- ・支部地域における地域公益増進に資するため、公益性に配慮しつつ、効果的かつ効率的に不妊・去勢活動や動物救護活動等を支援する。
- ・本支部間の情報交換・共有を含めた支部ガバナンス体制の実効性を高め、組織としての一体性向上やコンプライアンス等を含めたリスク管理の強化を図る。

6 JAWS UK（日本動物福祉協会英国）との関係強化

- ・姉妹団体である JAWS UK とは引き続き情報交換・意思疎通を密にし、目的や役割分担の共有と協働を通じ、日本における動物福祉の改善状況や課題を世界に向け発信できるように努める。

7 学術チームの拡充及びロビー活動

- ・動物福祉を科学的に研究・調査・検証するために構築した学術ネットワークを、より一層発展・拡充させるとともに、内外からの個別事案においても専門的な見地から機動的に対応できるようにする。
- ・日本法獣医学学会、日本動物福祉学会等に職員が参画することを通じ、動物福祉学発展に寄与する。
- ・虐待等の的確な判断ができる専門的知識を持つ人材を育成する取り組みに参画する。
- ・上記活動を通じて得た知見等を法改正及び法律の制定などに還元し、社会への発信力を強化する。

8 会員／寄附の拡大と募金活動

- ・HP やメディアを有効に活用し、当協会の事業活動への理解向上を通じて、法人・個人の賛同者、会員増加を図り、寄附や慈善事業収入の増強を目指す。
- ・個人の遺贈のみならず、生前贈与等による寄附収入増加も期待し、関連金融機関（信託銀行、証券会社等）との情報交換や潜在支援者の動向・意向に関連した情報の取り込みを強化する。また、企業や富裕層による社会貢献ニーズの実現を組織的に支援することにも積極的に対応していく。
- ・新たに導入したキャッシュレス決済システムを活用し、会費、寄附金、物販代金の払込みや助成金等の払出しに際しての顧客利便性を高めるほか、会員管理システムを通じ事務効率の向上にも尽力する。

以上